

# 第3次伊達市男女共同参画基本計画

北海道伊達市

# 目 次

第1章 計画の趣旨	
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	2
第2章 伊達市における男女共同参画社会に関する現状と課題	
1 男女共同参画に対する認識 .....	3
2 人口減少と少子高齢化 .....	5
第3章 計画の概要	
1 基本理念 .....	8
2 基本目標 .....	8
3 計画の体系 .....	10
第4章 計画の内容	
1 基本目標1 男女共同参画の実現をめざす意識づくり .....	11
2 基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり .....	13
3 基本目標3 安心して暮らせる社会の実現 .....	16
第5章 計画の推進	
1 連携と協働による計画の推進に向けて .....	18
2 計画の進捗管理 .....	18
第6章 資料編	
1 国の男女共同参画基本計画の概要 .....	19
2 北海道の男女平等参画基本計画の概要 .....	20
3 市民意識アンケート調査結果概要 .....	22

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

すべての人が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、家庭や職場、地域社会などあらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢社会における重要な課題であり、持続可能な活力のある社会としていく上で、必要不可欠なものであることから社会全体で取り組む重要課題となっています。

本市においては、平成16年に「伊達市男女共同参画基本計画」を策定して以降、様々な取組を推進してきました。平成24年には、人々の価値観やライフスタイルの多様化に合わせ、「第2次伊達市男女共同参画基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、男女共同参画の実現に向け様々な施策に取り組んでまいりました。

第2次計画が、令和3年度をもって計画の終期を迎えますが、依然として性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習が残っております。継続した取組が必要なことから、国の第5次男女共同参画基本計画や北海道の計画、社会情勢の変化、本市の現状などを踏まえ、これからの10年間を見据えた「第3次伊達市男女共同参画基本計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画

「男女共同参画社会基本法」

**第14条第3項** 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画（該当部分：基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

**第6条第2項** 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（該当部分：基本目標3 安心して暮らせる社会の実現）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

**第2条の3第3項** 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- (4) 「伊達市総合計画」を推進していくための個別計画  
(5) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の主に目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を推進する計画



※「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」

平成27年（2015年）の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

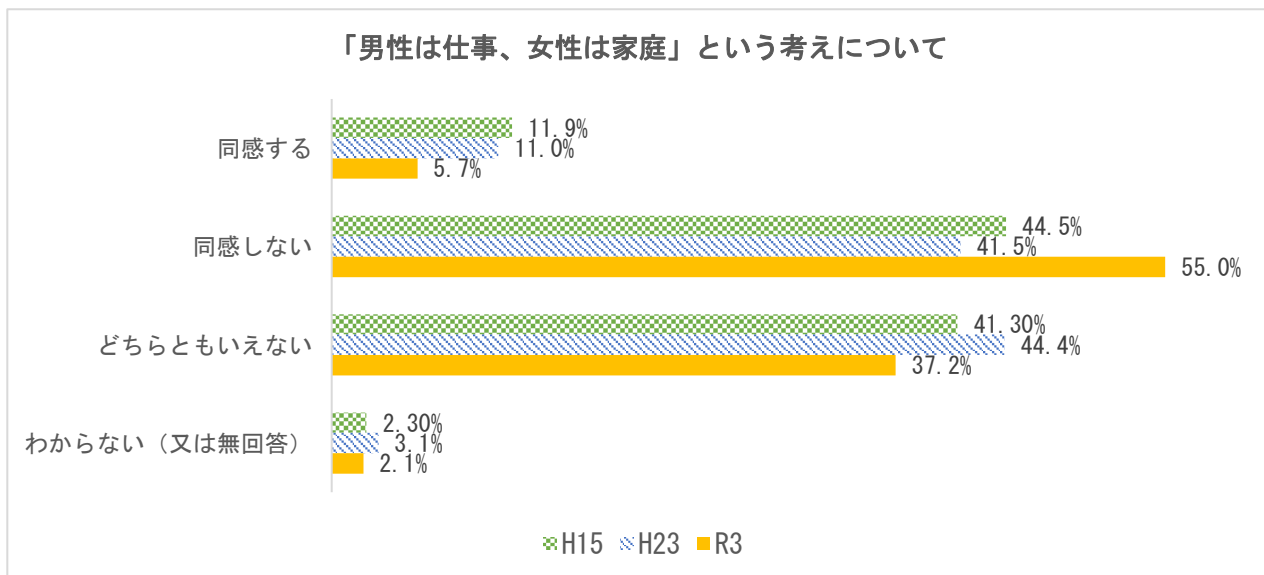
### 3 計画の期間

令和4年度から令和13年度の10年間とします。なお、国内外の社会情勢の変化や男女共同参画に対する社会的な意識の変化などを踏まえ、具体的な取組など必要に応じて計画の見直しについて検討します。

## 第2章 伊達市における男女共同参画社会に関する現状と課題

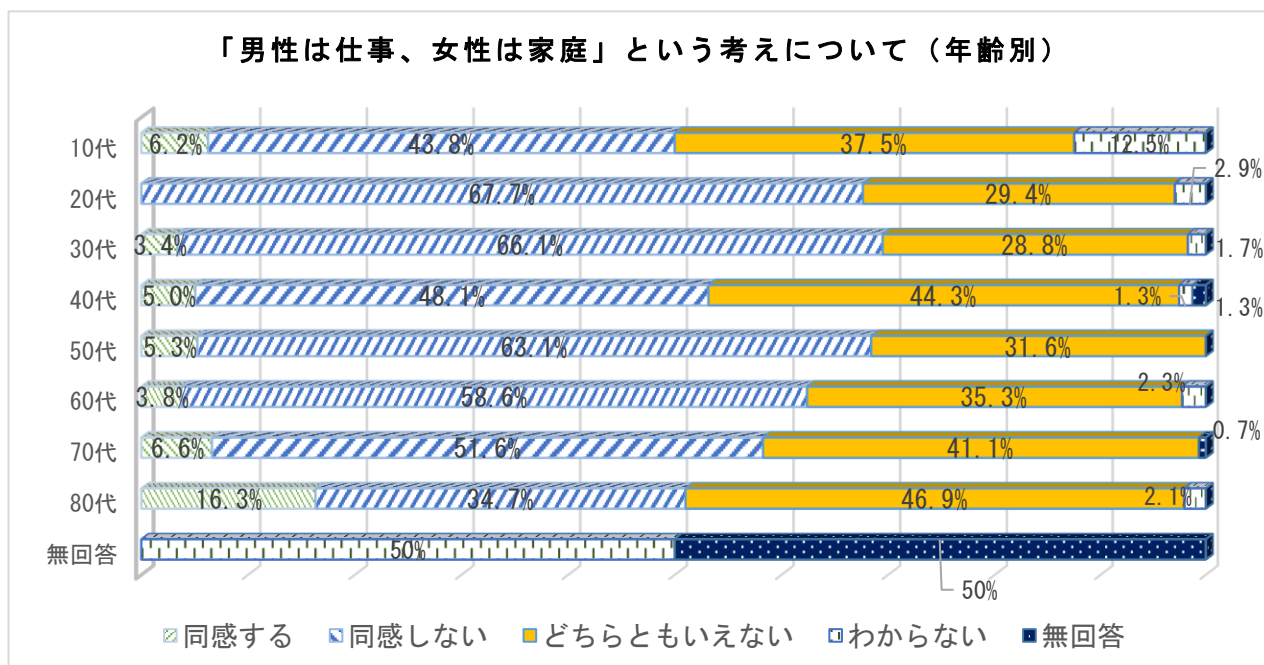
### 1 男女共同参画に対する認識

令和3年度に実施した市民意識アンケートによると「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」と回答した人の割合は5.7%、「同感しない」は55.0%、また「どちらともいえない」は37.2%となっています。過去2回の調査に比べ「同感しない」と回答した割合は増えており、女性が働くことに対する意識に変化が見られます。



※資料出所：令和3年度・平成23年度・平成15年度「市民意識アンケート調査」

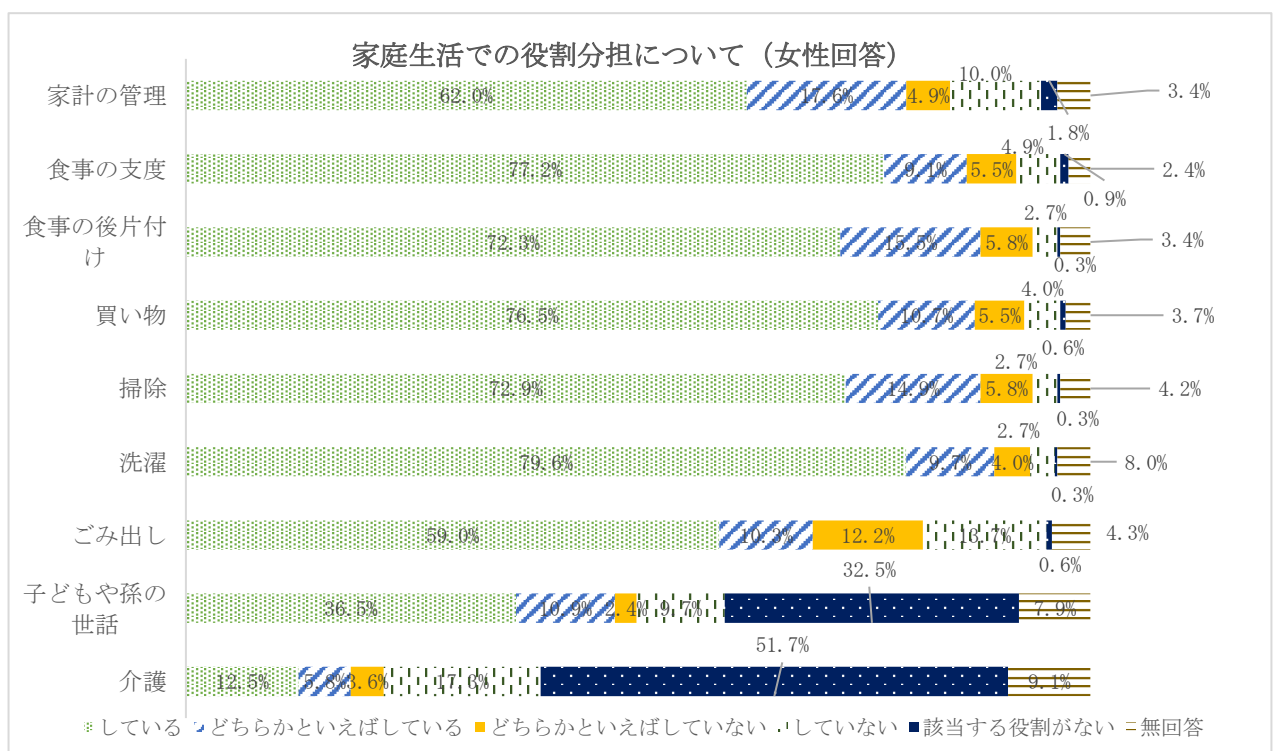
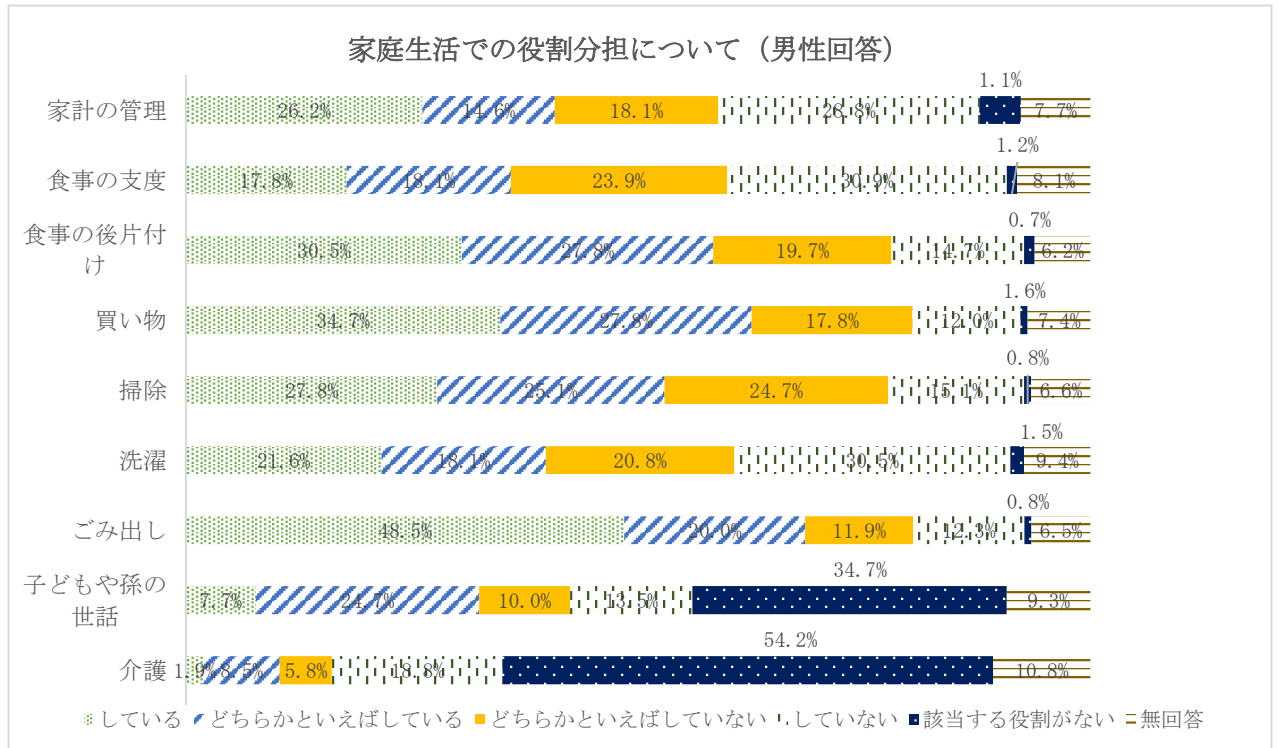
なお、「同感する」と回答した割合は20代から年代が上がるにつれ増加傾向にあります。このように若年層では比較的、固定的な性別役割分担意識は低いものの、年代を追うごとに高くなる傾向があります。



また、意識の変化はみられるものの、家事などの家庭生活での役割分担については、女性が多くの役割を担っているという実態があります。

### 課題

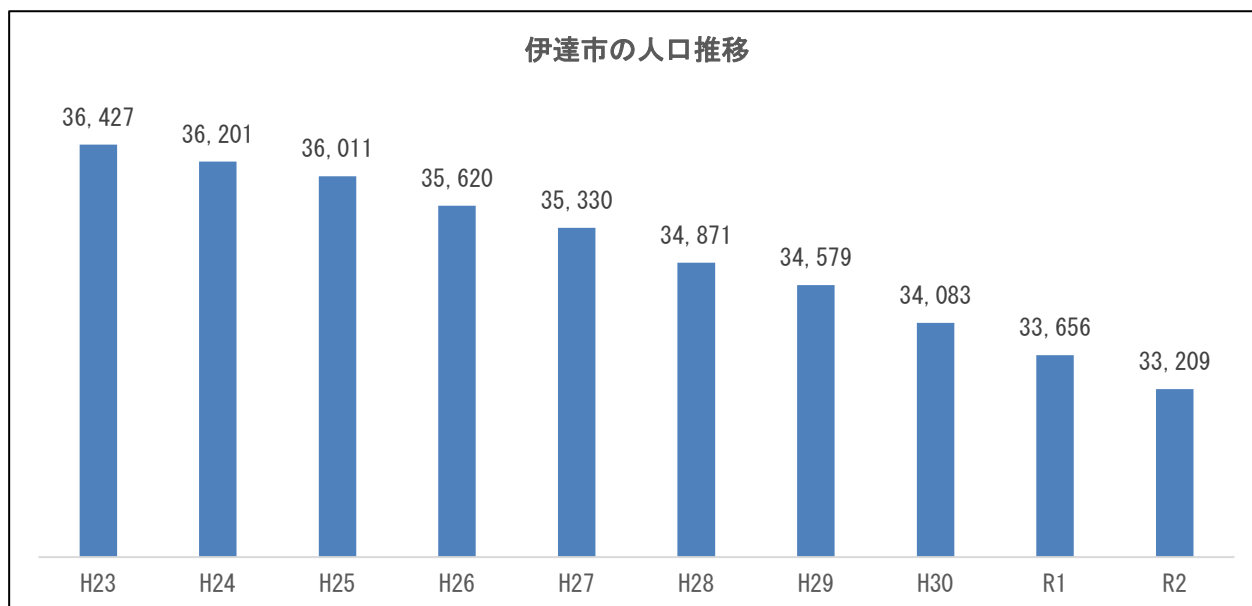
以上の現状を踏まえ、引き続き、教育現場において男女共同参画に関する意識づくりを進めていくとともに、家庭、職場、地域等において固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣習の解消に向けた取組が必要です。



※資料出所：令和3年度「市民意識アンケート調査」

## 2 人口減少と少子高齢化

人口減少と少子高齢化は、全国的な問題となっております。本市の人口も年々減少傾向にあり、前回の第2次計画が策定された平成23年度の36,427人から3,520人（令和3年11月末時点）減少しました。

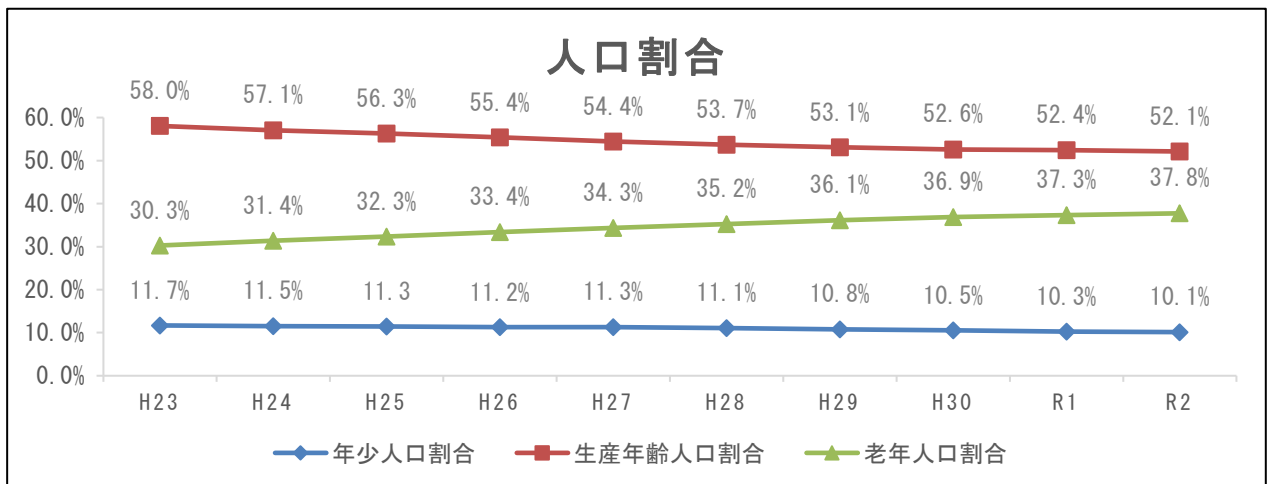


※資料出所：平成23年度～令和2年度「住民基本台帳」

伊達市の人口（令和3年11月末時点）

年齢	男性		女性		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
0～9歳	1,005	6.58%	962	5.46%	1,967	5.98%
10～19歳	1,386	9.07%	1,302	7.39%	2,688	8.17%
20～29歳	1,149	7.52%	1,127	6.39%	2,276	6.92%
30～39歳	1,381	9.03%	1,349	7.65%	2,730	8.30%
40～49歳	2,159	14.13%	2,211	12.54%	4,370	13.28%
50～59歳	1,992	13.04%	2,241	12.71%	4,233	12.86%
60～69歳	2,200	14.40%	2,540	14.41%	4,740	14.40%
70～79歳	2,406	15.75%	3,063	17.38%	5,469	16.62%
80～89歳	1,331	8.71%	2,109	11.96%	3,440	10.45%
90～99歳	266	1.74%	694	3.94%	960	2.92%
100歳以上	5	0.03%	29	0.17%	34	0.10%
合計	15,280	100%	17,627	100%	32,907	100%

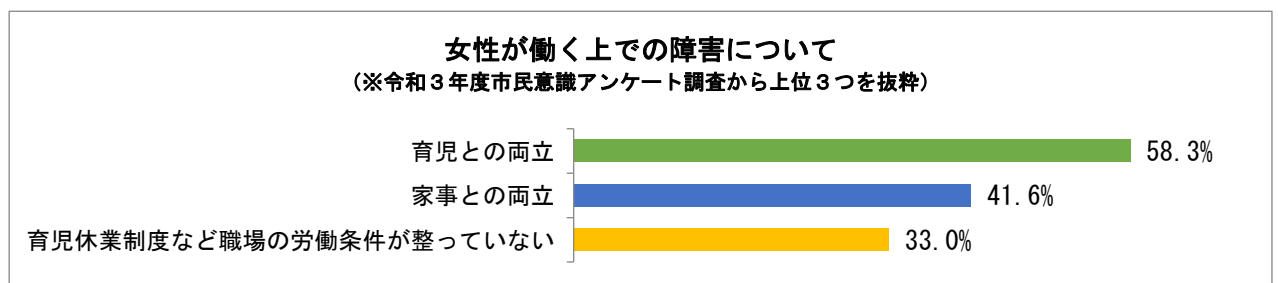
※資料出所：令和3年度「住民基本台帳」



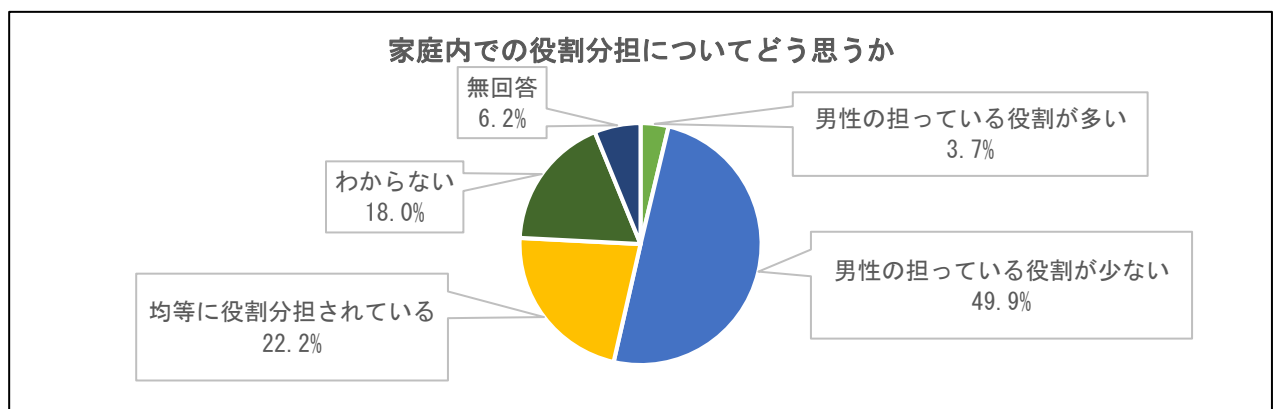
※資料出所：平成23年度～令和2年度「住民基本台帳」

人口減少とともに15歳から64歳までの生産年齢人口の割合も減少しており、結果として労働力人口（15歳以上の人口のうち、通学、家事、高齢等で生産活動に従事しない者を除く人口）も減っていく中で、価値観及びライフスタイルの多様化や第2次計画での取組により、女性の活躍の場は広がってきました。

しかし、依然として家事・育児・介護等の家庭的責任の多くを女性が担っています。



※資料出所：令和3年度「市民意識アンケート調査」



※資料出所：令和3年度「市民意識アンケート調査」

## 課題

意欲ある女性が継続して働き続け、能力を発揮することができる雇用環境の整備とともに、男女がともに家事・育児・介護等の家庭生活や仕事の両立が出来るような環境づくりが必要です。



また、65歳以上の老年人口の割合も、平成23年度の30.3%から増加しており、高齢化が進んでいることがわかります。今後も、長寿化と相まって高齢化率の上昇が見込まれ、介護などに係る負担増が予想されます。

#### **課 題**

健康寿命の延伸を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことのできる環境づくりを進めることで家庭的責任の負担を軽減することが求められます。

## 第3章 計画の概要

### 1 基本理念

**あらゆる人が仕事、家庭、地域社会などあらゆる分野で、認め合い、責任を分かち合う豊かで安心できる男女共同参画社会の実現**

本市では、第2次計画まで上記を基本理念とし、実現に向けて、施策を展開してきました。

第2次計画に登載された施策や事業については、概ね実施することができ、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識などについては、改善がみられております。しかし、依然として実際の家事の多くを担っているのは女性であるという現状があります。そういった現状の解消や少子高齢化の進展など社会情勢の急激な変化に対応するために、引き続き上記の基本理念のもと施策や事業を展開していく必要があります。

### 2 基本目標

#### 【基本目標1 男女共同参画の実現をめざす意識づくり】

男女共同参画社会の形成のためには、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めること、固定的な性別役割分担意識を取り除くこと、すべての人があらゆる分野で性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会をつくる必要があります。

以上のことを、学校教育や社会教育など様々な機会を通じた意識啓発や学習機会の充実に引き続き取り組んでいく必要があります。

#### 【基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり】

人口減少社会を迎え、老年人口の増加、生産年齢人口の減少など、我が国の社会構造が大きく変化しています。この中で、働く場などのあらゆる分野における女性の活躍は、これまで以上に不可欠なものと言えます。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、男女がそれぞれの能力を発揮し、仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい環境づくりと併せて、協働のまちづくりに向けて女性が政策、方針決定の場に参画できることや、結婚、出産などのライフステージに応じた働き方を選択できることなど、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。

#### 【基本目標3 安心して暮らせる社会の実現】

男女が互いの身体の特徴を理解しながら心身ともに健康でいきいきと生活していくことが、男女共同参画社会を実現するために重要なことです。

ライフステージを通じて必要な知識や情報を提供し、健康維持のための適切な指導や医療サ

ービスを受けられる環境の充実など継続して支援を図ります。

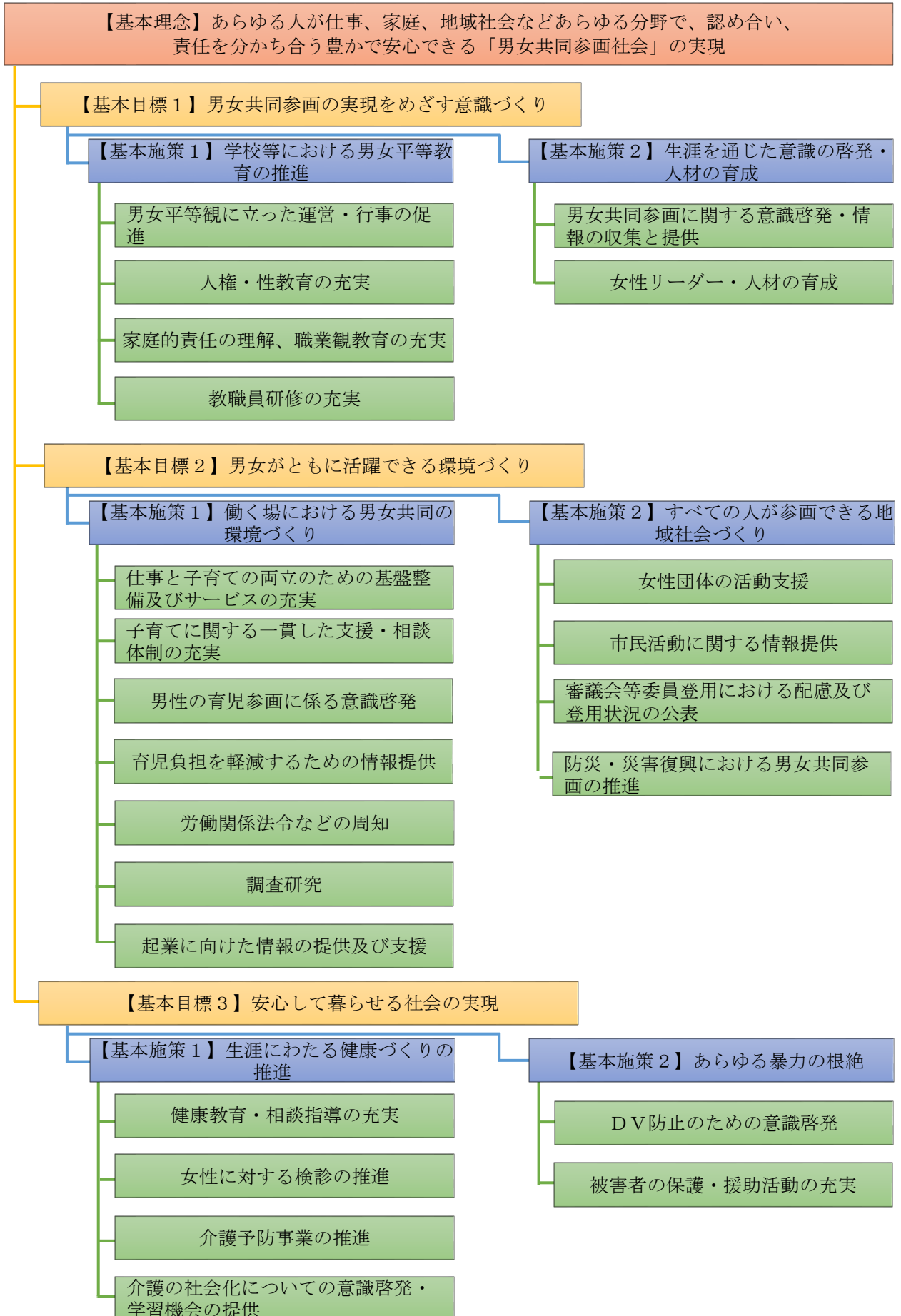
また、ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）や性犯罪、セクハラ、パワハラをはじめとする様々なハラスメントなどの暴力は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、男女問わず、いかなる場合にも決して許されるものではありません。暴力を容認しないという意識の徹底と被害の防止、被害者の安全確保を図ります。

※「ドメスティックバイオレンス」

「ドメスティックバイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。

この計画では、「家族、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことを指します。DVには、身体的暴力（殴る・凶器を用いた脅し）、精神的暴力（暴言・無視）、経済的な制限（生活費をわたさない・仕事の制限）、性的な暴力（性行為や中絶の強要）などの行為があります。

### 3 計画の体系



## 第4章 計画の内容

### 【基本目標1 男女共同参画の実現をめざす意識づくり】

#### 基本施策1 学校等における男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画社会について正しい知識を持ち理解すること、人権・性について尊重すること、自立の意識を持つことが大切です。

学校や保育所などは、家庭や地域とともに、子どもの価値観や社会的規範など人格形成に大きな役割を果たしています。次代を担う子どもに対し、教育全体を通じ、男女平等意識の高揚や男女相互の協力、理解についての充実を図ることが重要です。

○具体的な取組

##### ①男女平等観に立った運営・行事の促進【学校教育課・子育て支援課】

固定的な性別役割分担意識を取り除き、男女平等意識を学校教育、保育において形成するため、男女平等観に立った活動・行事等の運営を行います。

【取組例】

- ・各種行事や活動等における男女混合によるグループ編成
- ・その他運営や活動における配慮

##### ②人権・性教育の充実【指導室】

自分の身体、生命を大事にし、男女が互いの人格を尊重し合う意識を育むため、発達段階に応じた性教育や保健指導、人権教育を促進します。

【取組例】

- ・保健体育や道徳の授業等における性教育や人権教育の指導の実施
- ・性の講話会の実施
- ・児童生徒へのアンケートや調査を通じた実態の把握・人権教室の実施

##### ③家庭的責任の理解、職業観教育の充実【学校教育課】

異年齢児との交流、育児における家庭的責任の理解、職業観教育の充実を目的に、児童生徒の体験学習を促進します。

【取組例】

- ・市内の幼稚園や保育所との交流
- ・全校の縦割り班活動による異学年との交流
- ・職場訪問、職業体験、職場調べの実施

##### ④教職員研修の充実【学校教育課】

男女平等の視点に立った指導の充実が図られるよう教職員等の研修機会の充実を推進します。

## 基本施策 2 生涯を通じた意識の啓発・人材の育成

男女共同参画社会の形成には、生涯を通じた意識の醸成が必要であり、様々な機会を通じた意識啓発や学習機会の充実に継続して取り組むことが重要です。市民意識調査によると「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に「同感しない」と回答した人の割合は過去の調査と比較して上昇しているものの依然として低い状況であり、こうした固定的な性別役割分担意識の解消に向け、効果的に啓発を行っていくことが重要です。

### ○具体的な取組

#### ①男女共同参画に関する意識啓発・情報の収集と提供【生涯学習課・健康推進課】

家事・育児・介護などの家庭的責任を男女がともに担い合うという意識の醸成とともに、男女がともに社会活動に参加するという意識の浸透を図ります。

##### 【取組例】

- ・男女共同参画週間（6月23日～29日までの1週間）や国際女性デー（3月8日）などの機会を通じた啓発事業の実施
- ・北海道立女性プラザ主催「女性プラザ祭」への参加
- ・男女共同参画社会づくり推進事業（講座・講演会）の実施
- ・男性栄養教室の実施

#### ②女性リーダー・人材の育成【生涯学習課・総務課】

広い視野と創造性豊かな人材の育成、社会意識の向上を図ります。

##### 【取組例】

- ・胆振女性リーダー養成研修
- ・自治会女性役員・会員視察研修会

## 【基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり】

### 基本施策 1 働く場における男女共同の環境づくり

就業は、生計を維持し、経済的な基盤を形成するためであることはもちろん、人々の自己実現や生きがいにつながるものであり、働きたいと希望する人が性別にかかわらず結婚、出産、介護などのライフイベントにおいて、多様な働き方を選択できるように環境を整備していく必要があります。また、男性の長時間労働が問題となっており、育児・家事・介護等への主体的な参加や女性の就業の場への参加が難しい状況を作り出す要因となっています。男女共同の環境づくりやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の実現に向け、労働関係法令の周知や啓発、企業の支援など継続した取組が必要です。

#### ○具体的な取組

#### ①仕事と子育ての両立のための基盤整備及びサービスの充実【生涯学習課・子育て支援課】

保護者の就業形態の多様化による保育ニーズに対応するため、保育サービスなどの充実を図ります。

##### 【取組例】

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施
- ・休日保育・延長保育・病児保育・乳幼児保育・障がい児保育・一時預かり保育等の実施
- ・児童館事業の実施

#### ②子育てに関する一貫した支援・相談体制の充実【子育て支援課・健康推進課】

妊娠期から育児期まで、一貫したきめ細やかな助言・指導が図られるよう関係機関との連携により、子育て家庭の支援を行います。

##### 【取組例】

- ・母子手帳交付、健康・栄養相談の実施
- ・産後ケア事業の実施
- ・健診（乳児・1歳6か月・3歳児）事業の実施
- ・相談（1歳児・2歳児・5歳児）事業の実施
- ・子育て支援センター事業の推進
- ・家庭児童相談事業の実施

#### ③男性の育児参画に係る意識啓発【子育て支援課・健康推進課・職員法制課】

育児を男女がともに担い合うという意識の醸成を図ります。

##### 【取組例】

- ・家族でマタニティ教室の実施
- ・親子交流事業（えがお遊園地・えがお運動会）の実施
- ・市職員への育児休暇をはじめとする各種休暇の取得推奨

#### ④育児負担を軽減するための情報提供【子育て支援課・健康推進課】

育児負担を軽減するため、各種サービスや地域に密着した情報などについて、さまざまな機会を通じ、きめ細かな情報の提供を行います。

##### 【取組例】

- ・子どもショートステイ事業の実施

#### ⑤労働関係法令などの周知【商工観光課】

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」をはじめ、仕事と家庭の両立支援制度などの趣旨の理解・浸透を図るため、情報提供を行います。

##### 【取組例】

- ・「労働ガイドブック」などを活用した労働に関する知識の普及

#### ⑥調査研究【商工観光課】

企業における労働実態を把握し、雇用環境の改善に向け活用するとともに、調査を通じて、男女共同参画に関する意識の啓発を推進します。

##### 【取組例】

- ・労働実態調査（隔年）の実施

#### ⑦起業に向けた情報の提供及び支援【商工観光課】

関係機関との連携を図りながら、起業に関する情報や学習機会の提供を行うとともに、起業の支援を行います。

##### 【取組例】

- ・地域貢献型チャレンジショップ支援事業補助金



## 基本施策2 すべての人が参画できる地域社会づくり

地域は家庭とともに人々にとって身近な暮らしの場ですが、人口減少や少子高齢化の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化などから地域での人々の結びつきやつながりが希薄化してきています。こうした中で豊かさを感じられるまちづくりを進めていくためには、男女を問わず、様々な人が主体的にかかわっていただき力を発揮できる環境づくりが重要です。

まちづくりを進めていくうえで必要な市民参画では、審議会等では男性の割合が高い状況にあります。女性としての視点、経験や知識がまちづくりには欠かせないものであることから、審議会等へ女性が参画しやすい環境整備を図る必要があります。

また、有珠山がある本市にとっては、防災・災害復興の取組は重要なものとなっています。女性と男性では災害から受ける影響やニーズが違うなど男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくりを引き続き進めていく必要があります。

### ○具体的な取組

#### ①女性団体の活動支援【生涯学習課】

市内で活動する女性団体についての情報を収集するとともに、団体間の交流や学習についての支援を行います。

#### ②市民活動に関する情報提供【企画財政課】

男性も女性も趣味・し好に合った市民活動に参加できるよう市内で活動する各種サークル、ボランティアなどの情報について広く周知し、市民活動・社会参加を促進します。

#### ③審議会等委員登用における配慮及び登用状況の公表【関係各課】

審議会委員への女性参画を拡大するため、委員選考の際には男女の比率等に配慮し、多様な人材によるまちづくりを目指します。なお、第7次伊達市総合計画では、公募している審議会への女性登用率の目標を40%としています。

#### ④防災・災害復興における男女共同参画の促進【危機管理室】

災害から受ける影響やニーズの男女の違い等に配慮し、多様な視点を取り入れた防災体制を推進します。

## 【基本目標3 安心して暮らせる社会の実現】

### 基本施策1 生涯にわたる健康づくりの推進

男女が身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提と言えます。

男女がともに健康で心豊かな生活を営むためには、生涯にわたり男女が自立し、安心して生活を送るための基礎となる健康づくりが必要です。特に、女性は妊娠、出産を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。ライフステージを通じて、必要な知識や情報を提供し、健康維持のための適切な指導や医療サービスを受けられる環境の整備が求められています。

○具体的な取組

#### ①健康教育・相談指導の充実【健康推進課】

ライフサイクルを通じて、主体的に健康を維持管理・増進していけるように健康教育や相談指導の充実を図ります。

【取組例】

- ・「伊達市健康づくりサポーター」事業の実施
- ・地区栄養教室
- ・食生活改善推進員養成講座（隔年）

#### ②女性に対する検診の推進【健康推進課】

子宮がん、乳がんの早期発見・早期治療のため、検診を実施するとともに、対象者への個別勧奨により、受診率の向上を図ります。

【取組例】

- ・がん（子宮がん・乳がん）検診の実施

#### ③介護予防事業の推進【高齢福祉課】

介護保険の要介護認定において自立と判定された高齢者や特定及び一般高齢者を対象に、自立した生活を維持できるよう介護予防推進事業の充実を図ります。

【取組例】

- ・一般介護予防事業・介護予防教室の実施
- ・生活管理指導短期宿泊事業の実施
- ・介護予防グループ活動支援事業の実施

#### ④介護の社会化についての意識啓発・学習機会の提供【高齢福祉課】

住み慣れた地域や家庭などで、安心して自立した生活が送れるよう介護保険制度や障がい福祉サービスの趣旨、地域の協力・理解についての浸透を図ります。

また、高齢者や障がい者の介護という家庭的責任を男女がともに担い合うという意識の醸成や技術の習得に向けた学習機会の提供を行います。

##### 【取組例】

- ・ 家族介護教室
- ・ 認知症介護者の集い「つくしんぼう」
- ・ 関係機関と連携した各サービスの情報提供及び普及啓発

## 基本施策2 あらゆる暴力の根絶

DVやセクハラ、パワハラをはじめとする様々なハラスメントなどの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を進める必要があります。

また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害者の潜在化を防止するとともに、被害者等の安全確保を最優先とした措置を講ずるなど、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速、的確な支援を行う必要があります。

##### ○具体的な取組

#### ①DV防止のための意識啓発【子育て支援課】

DVは重大な人権侵害であることについての認識の浸透を図るため、関係法律の周知や啓発を行います。

#### ②被害者の保護・援助活動の充実【子育て支援課・健康推進課】

被害者からの相談に対し、適切かつ迅速に対応するため、警察や地域との連携を密にするとともに、相談員の研修の充実に努め、資質の向上を図ります。

##### 【取組例】

- ・ 電話相談、乳幼児健診などを通じた相談体制や連携体制の強化
- ・ 窓口でのDV相談などに関するカードや小冊子の配付

## 第5章 計画の推進

### 1 連携と協働による計画の推進に向けて

市は、男女共同参画社会の実現に向けて、広く市民をはじめ、関係機関や団体、企業への理解を求めるとともに、関係機関等と連携し、本計画に掲げる施策の着実な推進を図り、その他必要な措置を講じていきます。

また、本計画の推進に当たって、国や北海道と関連する施策については、連携・協力を努めるとともに、必要に応じて法令や諸制度に関する情報の収集及び充実について働きかけていきます。

### 2 計画の進捗管理

この計画の進捗管理に当たっては、掲げる施策を効果的に推進するため、市の男女共同参画の現状や問題点について把握に努めるなど定期的な実施点検を行います。

また、市が行う取組に市民の皆さまの意見を反映させるために設置している「伊達市男女共同参画推進市民会議」を毎年開催し、より効果的な進捗管理を行うとともに、社会情勢の変化や国、北海道の動向を踏まえ、具体的な取組など計画について見直しを検討します。

男女共同参画の推進状況や関連して講じた施策の実施状況の公表に当たっては、より市民に理解されるよう内容の改善・充実を図ります。

## 第6章 資料編

### 1 国の男女共同参画基本計画の概要

- 1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会
  - (1) 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
  - (2) 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
  - (3) 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
  - (4) あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会
  
- 2 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題
  - (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
  - (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
  - (3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
  - (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
  - (5) デジタル化社会への対応 (Society 5.0)
  - (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
  - (7) 頻発する大規模災害
  - (8) SDGs の達成に向けた世界的な潮流
  
- 3 基本的な視点及び及び取り組む事項
  - (1) 男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要。それが、持続可能な開発目標 (SDGs) の実現にも不可欠である。また、若年世代を主体とした取組と連携し、持続可能な活力ある我が国经济社会を次世代に引き継ぐことが重要
  - (2) 指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることを目指す。
  - (3) 男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要
  - (4) 人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。
  - (5) 科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進む

よう取り組む必要がある。

- (6) 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。
- (7) 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。
- (8) 頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。
- (9) 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。
- (10) 上記の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

## 2 北海道の男女平等参画基本計画の概要

### 1 男女平等参画基本計画策定の趣旨

少子高齢化が急速に進み、人口減少社会に突入した中で、持続的成長を実現し、地域社会の活力を維持していくためには、男女がともにその個性に応じた多様な能力を発揮できる男女平等参画社会の構築が不可欠であり、社会全体で取り組む最重要課題となっています。

こうした中、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行されるなど、男女の仕事と家庭生活を取り巻く状況の変化への対応や、ワーク・ライフ・バランスの促進等に係る様々な課題に対する取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、北海道における男女平等参画社会の実現に向けた施策を体系的に位置づけるために策定したものです。

### 2 男女平等参画の実現に向けた課題

#### (1) 男女平等参画に関する意識の向上

男女平等参画に対する意識の醸成や理解が促進されるよう、積極的な啓発が必要

#### (2) 女性が活躍できる環境づくり

関係機関と連携しながら、保育所待機児童の解消や男性の育児休業の取得促進などの働き方改革を進め、あらゆる分野において女性が活躍できる環境を整備していくことが必要

#### (3) 安心して暮らせる社会の実現

男女平等参画の視点から就業・生活面での環境整備、暴力を容認しない社会の実現

### 3 計画において強調する視点及び基本目標

#### (1) 強調する視点

① 意識変革の推進

② 様々な分野における女性の活躍の促進

③ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護等の推進

## (2) 基本目標

### ① 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

固定的な性別役割分担意識が、いまだ根強く残っている状況を解消し、男女が社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分発揮できる社会づくりが重要であるという考え方の理解を促進し、意識の変革を図る。

### ② 男女が共に活躍できる環境づくり

男女が各々の能力を十分発揮し仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい環境づくりと併せて、女性が政策、方針決定の場に参画できることや、ライフステージに応じた働き方を選択できることなど、働く場における女性の活躍を推進する。

農林水産業や商工業等の自営業における女性の経営参画や、農山漁村等における女性の活躍支援を図る。

### ③ 安心して暮らせる社会の実現

暴力を容認しないという意識の徹底と被害の防止、被害者の安全確保を図る。

男女が互いの身体の特徴を理解しながら健康でいきいきと生活していくことが重要なことから総合的な支援を図る。

ひとり親家庭や非正規雇用労働者などの人々が安心して暮らせる取組の促進を図る。

### 3 市民意識アンケート調査結果概要

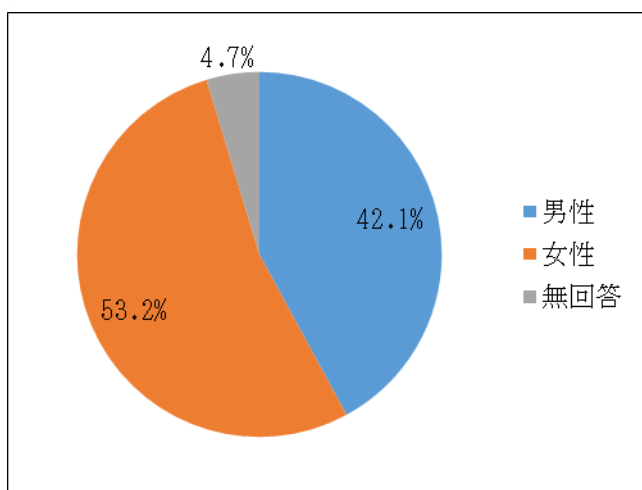
本市における男女共同参画に関する意識の変化や現状と課題を把握するため、令和3年7月から8月にかけて、アンケート調査を実施しました。

調査項目は、平成15年及び平成23年に実施したアンケート結果との比較のため、同様の質問内容を基本としました。

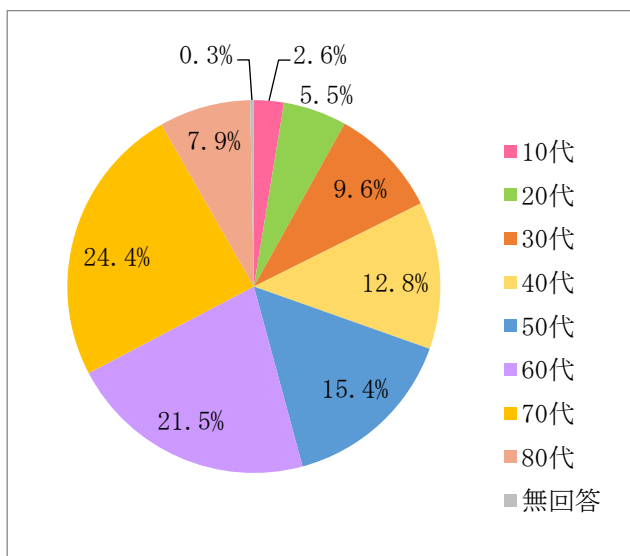
調査票を住民基本台帳から無作為に抽出した16歳以上の市民1,800人に送付し、618件を回収、回収率は34.3%でした。男女別の回収率は、男性が260件で31.0%、女性が329件で34.2%となっています。また、性別無回答は29件でした。

#### 1 回答者の属性

##### (1) 性別



##### (2) 年齢

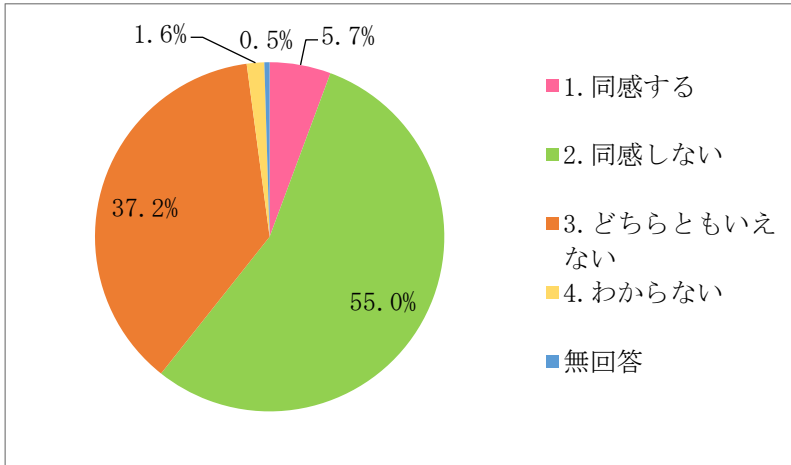




## 2 調査結果

### (1) 男女の役割について

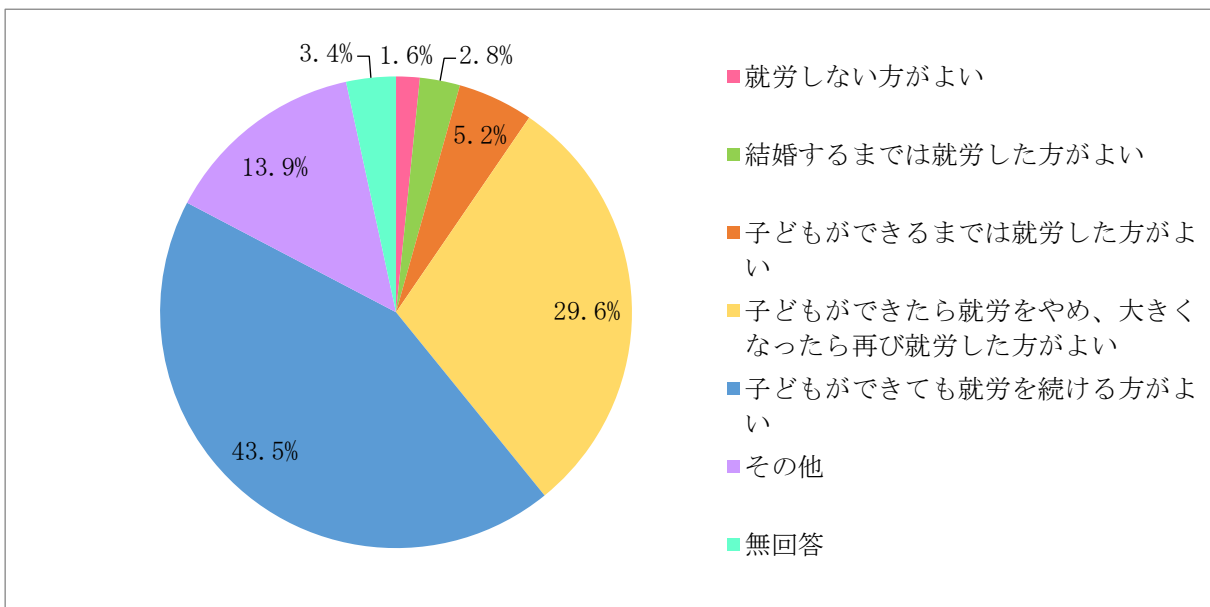
「男性は仕事、女性は家庭」という考えをどう思うか、という質問について、「同感する」と回答した人は前回調査の11.0%から大きく減り、5.7%になりました。また、「同感しない」と回答した人は前回調査の41.5%から増えて全体の半数以上になりました。



### (2) 女性の働き方について

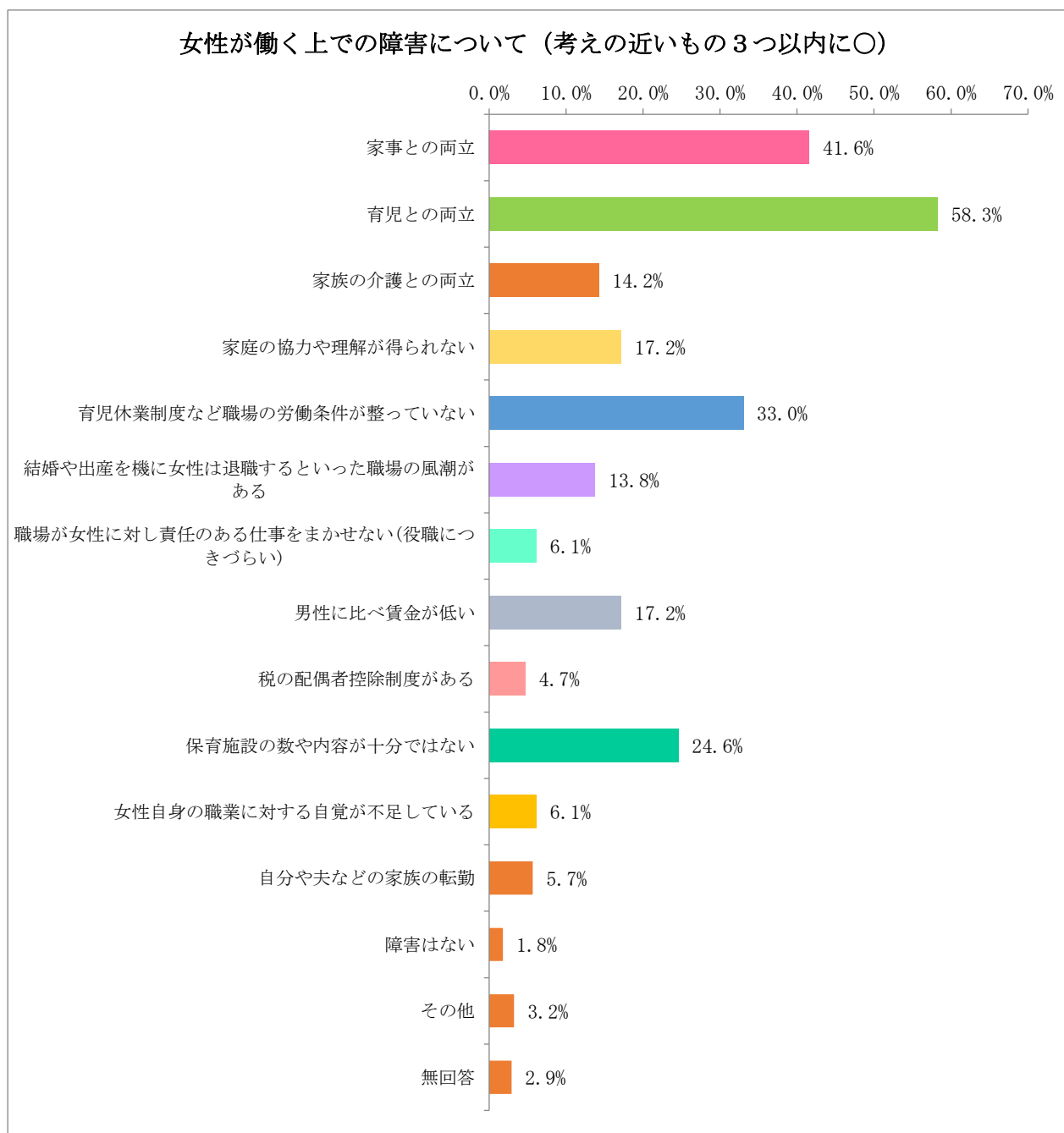
#### ① 女性が就労することについて

女性が就労することについては、「子どもができてでも就労を続ける方がよい」との回答が多く、女性の就労に関し肯定的な意見が多いことが分かります。一方で、「各家庭の状況で異なる」、「各家庭に合った自由な選択をできるような環境・社会になったら良い」などの意見もありました。



② 女性が働く上で、特に大きな障害となっているものについて

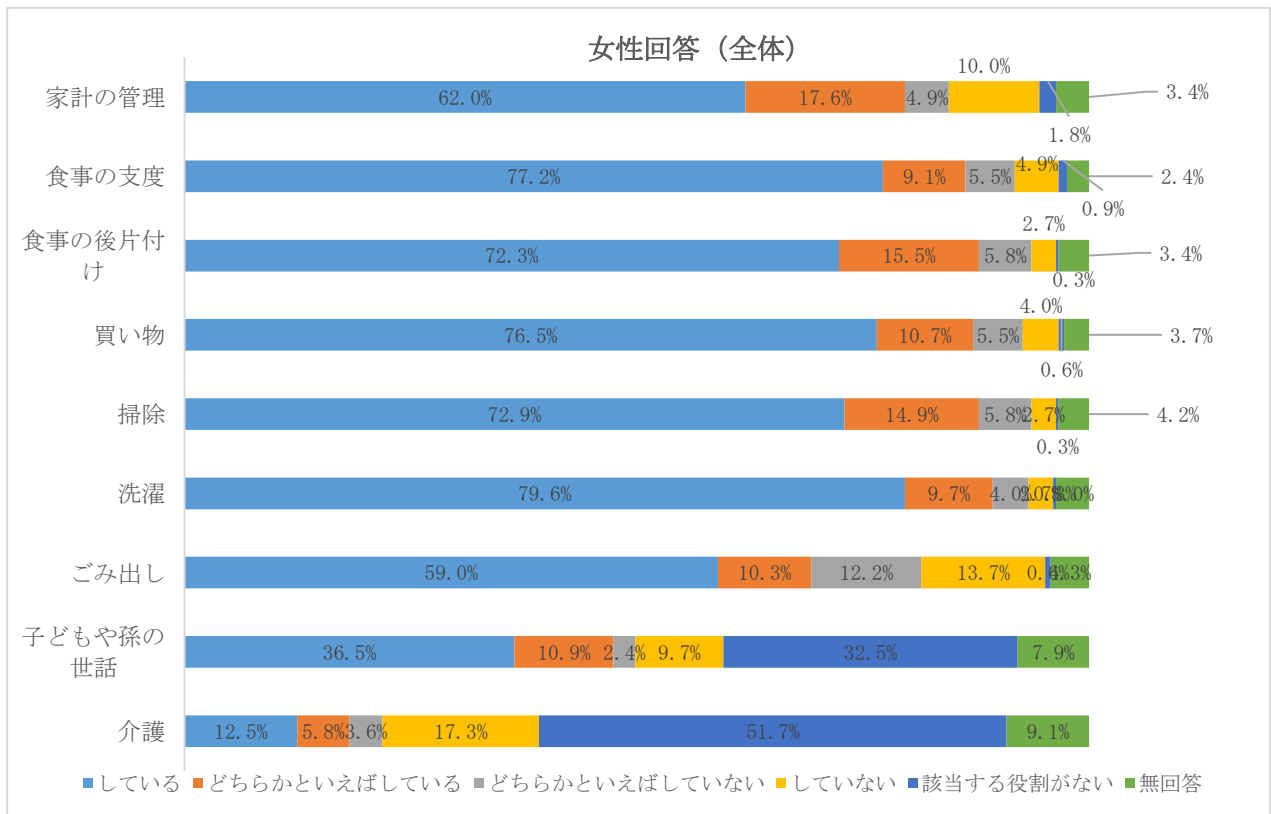
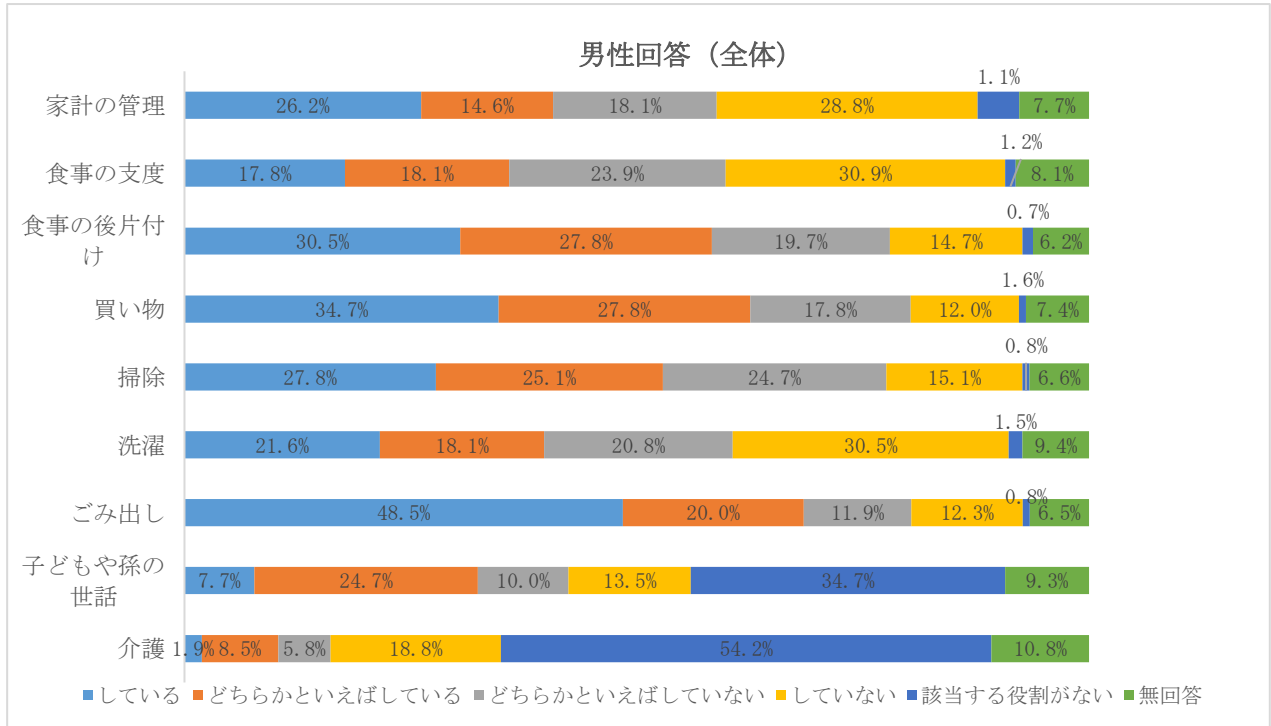
「育児」や「家事」との回答が多く、そのほかには「労働条件が整っていない」や「保育施設が十分ではない」も多くありました。



(3) 家庭生活について

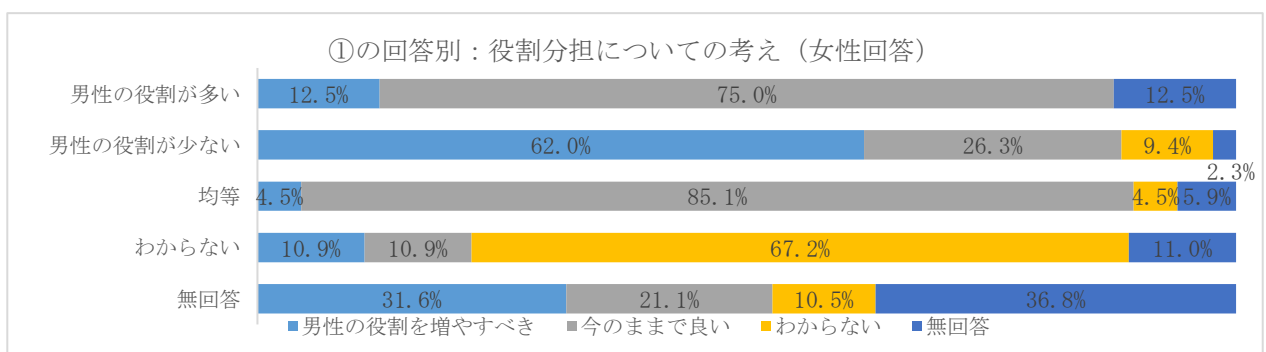
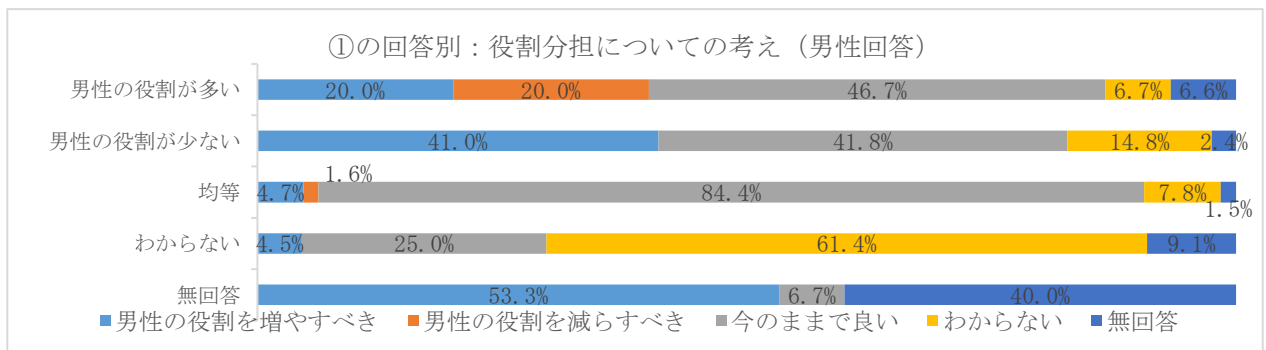
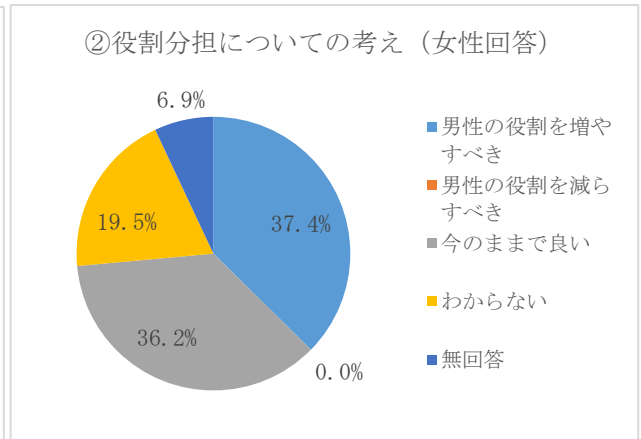
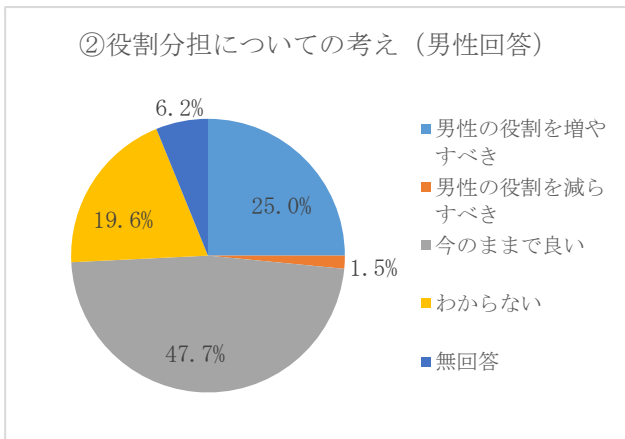
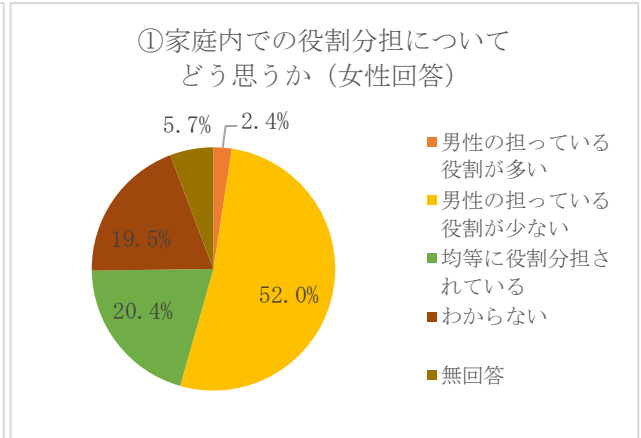
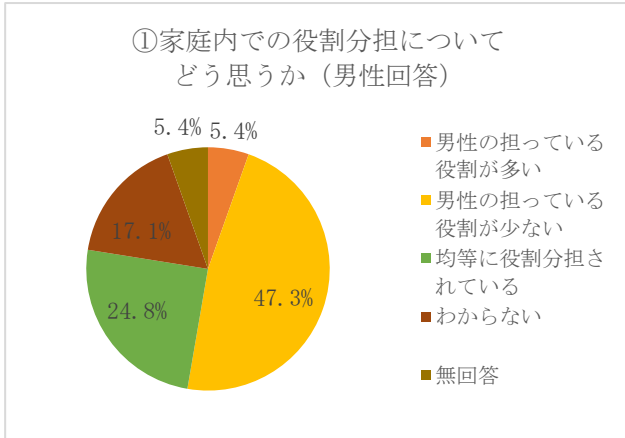
① 役割分担について

家事などの家庭生活での役割分担は、ほぼすべての項目で、女性が担っている役割が多い結果となっています。



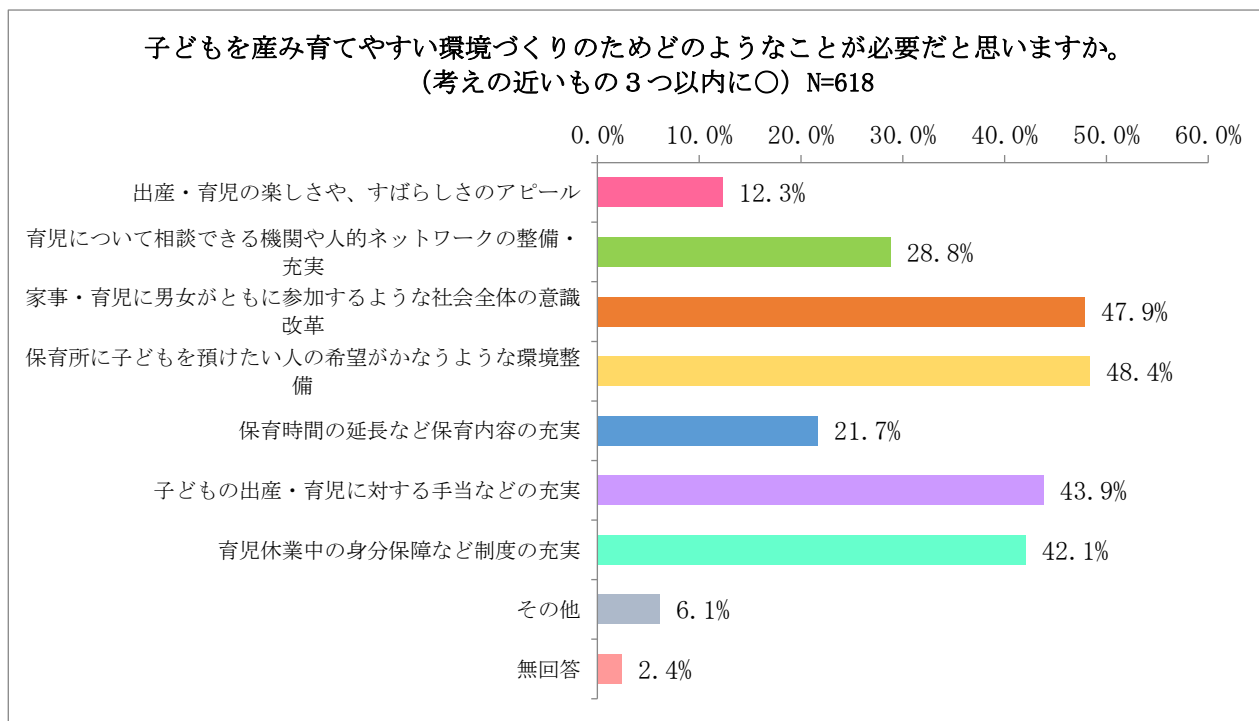
## ② 役割分担についてどう思うか

家庭内で男性が担う役割分担については、男女ともに「男性が担っている役割が少ない」と感じておりますが、「男性の役割を増やすべき」と回答する割合は男性より女性が多くなりました。



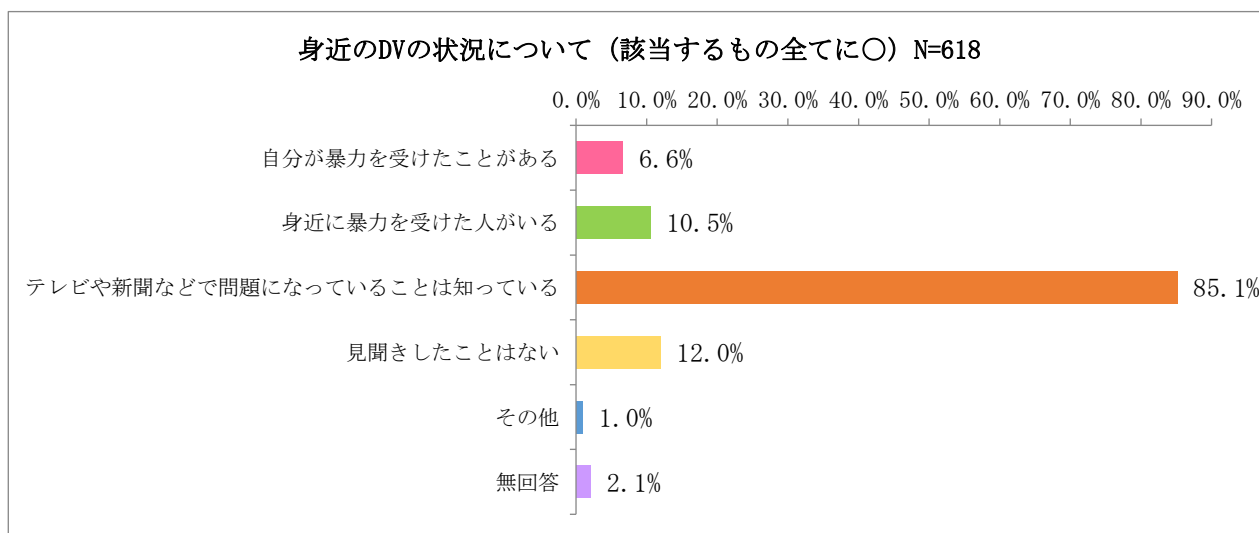
(4) 少子化・子育て環境について

「子どもを産み育てやすい環境づくりのために必要なことは」という質問では、「保育所の環境整備」・「出産・育児に対する手当の充実」・「育児中の身分保障など制度の充実」など環境整備や手当や制度の充実に関するものが多くの回答を集めました。また、「家事・育児に男女がともに参加するような社会全体の意識改革」という社会全体のあり方について改革していく必要があるという考えも多く回答を集めました。



(5) DVについて

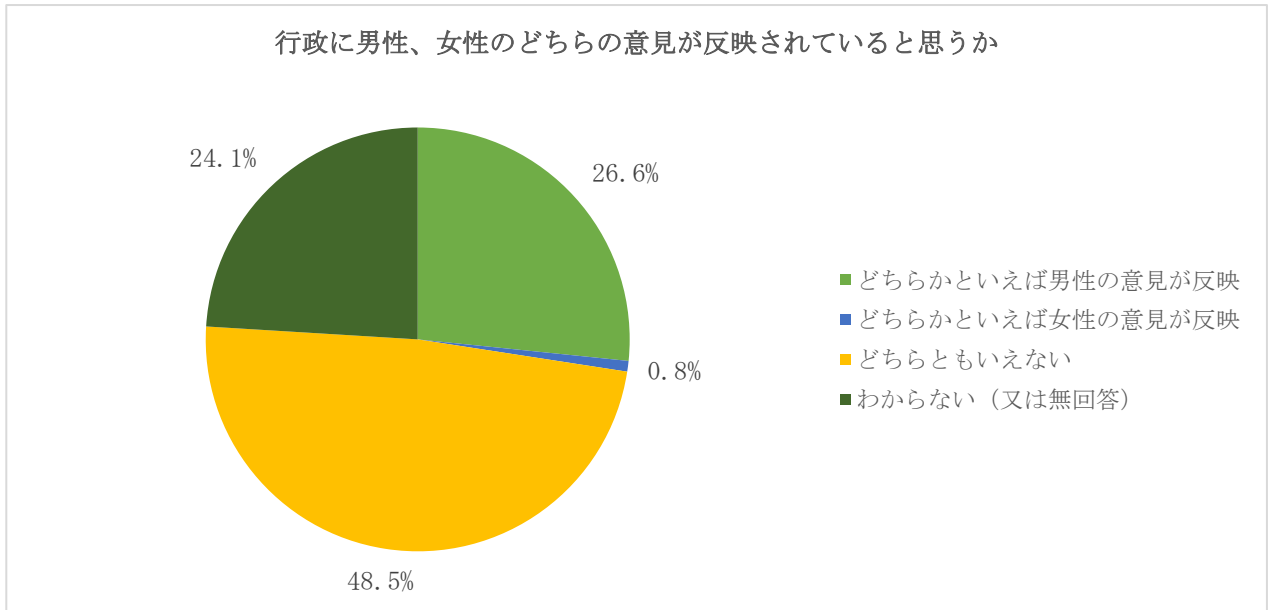
DVの身近な状況について、「テレビや新聞などで問題になっていることは知っている」と回答した人の割合が最も多くなりましたが、「受けたことがある」、「身近に暴力を受けた人がいる」と回答した人は一定数おり、本市でも被害を受けている人がいます。



(6) 市民参画について

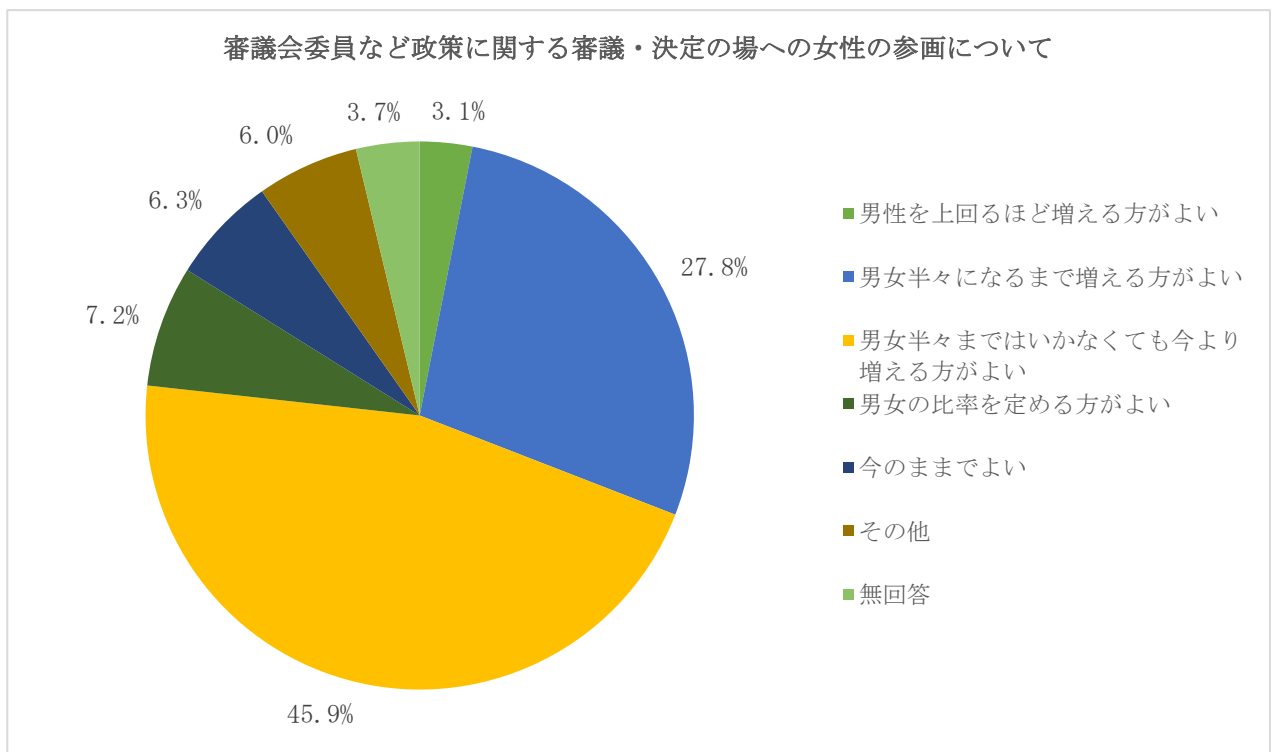
①行政への意見反映について

「どちらともいえない」と回答した人の割合が一番多くなりました。また、「男性の意見が反映」されているという意見の割合が前回までの調査から5ポイントほど減少しています。



②審議会委員など政策に関する審議・決定の場への女性の参画について

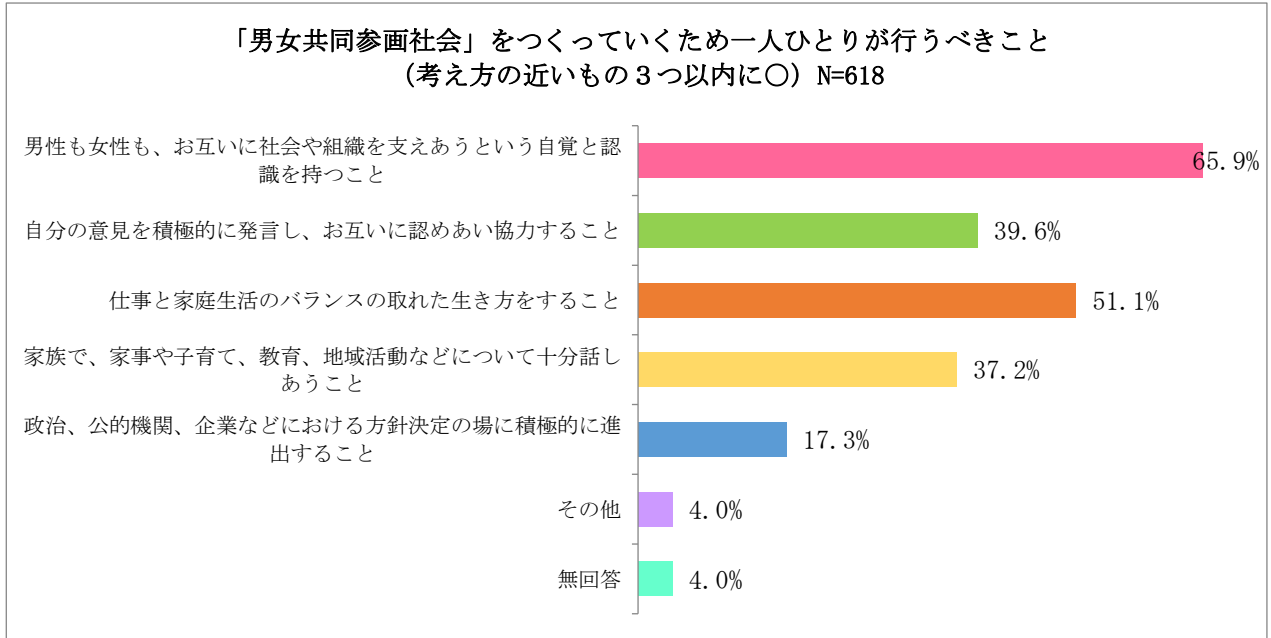
女性が参画する割合が低く課題となっていますが、このことについては、「男女半々までいかなくても今より増える方がよい」と回答した人が最も多く、次いで「男女半々になるまで増える方がよい」という回答でした。



(7) 男女共同参画社会の形成に向けて

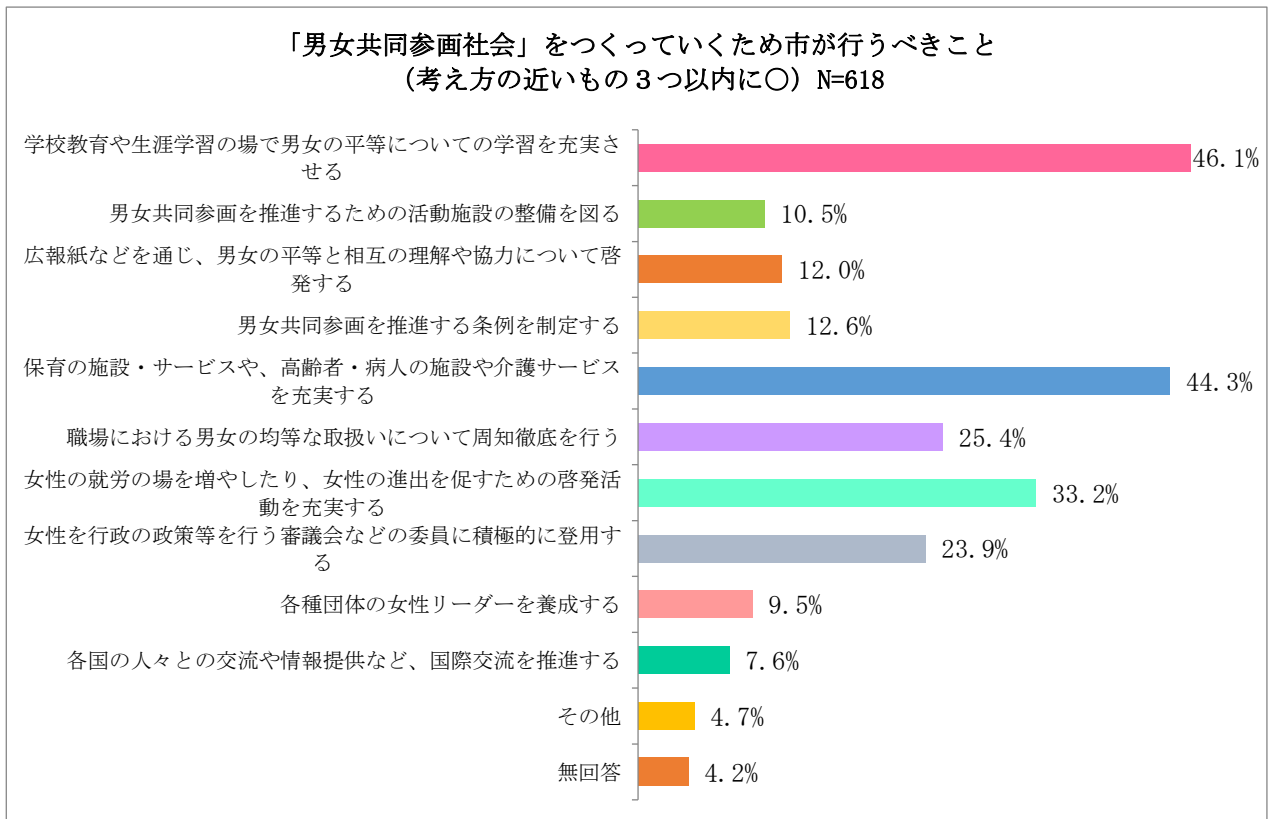
①一人ひとりが行うべきこと

「男性も女性もお互いに社会や組織を支え合うという自覚と認識を持つこと」の回答が多く、「仕事と家庭生活のバランスの取れた生き方をすること」という男女共同参画に重要なワークライフバランスの考え方にも多く回答が集まりました。



②市が行うべきこと

「学習機会」や「保育」・「介護サービス」の充実を図るべきという考えに多く回答が集まりました。



# 第3次伊達市男女共同参画基本計画

令和4年3月

編集・発行

北海道伊達市企画財政部企画財政課